

平成17年度国土交通省PFIセミナー 事前質問と回答(大阪会場)

番号	質問	回答
1	国及び地方自治体における、道路等の土木施設に関わるPFI事業の実績と今後の予定があれば、ご教示願いたい。	道路施設については、道の駅においてPFI方式を導入した事例が2件あります。その他、土木関連施設としては、東京国際空港国際線地区において、エプロン等の整備等においてPFI方式を導入しております。 地方公共団体における道路等へのPFIの導入検討状況については承知しておりませんが、VFMが出る等、PFIに適した事業であれば実施の可能性があると考えられます。
2	1. PFIを導入して実際にメリットがあったかどうか。またメリットがあったなら具体的にどのような項目で金額的にいくくらいあったのか。 2. PFIを成功させるための不可欠な要素とはどのようなものか。	1. PFIの効果は事業内容によって異なりますが、優秀提案価格ベースで40%程度のVFMが発現した事例もあり、コスト縮減等が図られていると言えます。効果の発現要因と規模については、事業内容によって異なるため、PFIセミナーにおける先進自治体の事例をご参照下さい。 2. PFI事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、民間事業者の創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものです。従って、民間のノウハウを活用できるような事業スキームを構築するとともに、事業の実施において想定されるリスクを適切に分担、管理していくことが重要であると考えられます。また、事業の実施段階においては、契約に基づき実施されているかをモニタリングしていくことが重要となります。
3	PFI実施事業について、効果の検証に加え、問題点とその具体的な対策の有無についてお教えいただきたい。	本年度のPFIセミナーのテーマを、「PFIの効果について検証し、効果的、効率的な公共施設の整備等を実現するため、今後どのようにPFIを進めていくべきか」として、ディスカッションを行う予定ですので、ご参考頂ければと思います。
4	実施にあたって、リスク分担が重要と考えます。標準的なリスク分担表の現状と今後、整備され公表(制定を含む)の見通し等をご教示下さい。	リスクの分担については、事業内容に応じて想定されるリスクを抽出した上で、当該リスクを最もよく管理できる者が分担することが基本であり、標準的なリスク分担表はございません。「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日 民間資金等活用事業推進委員会)において、リスク分担等を検討する上での留意事項が示されておりますので、ご参照ください。

番号	質問	回答
5	SPC設立と新しい会社法による法人とどちらがよろしいでしょうか。	PFI事業においては、実施方針や入札公告等においてSPCの設立を求める場合が一般的ですが、SPCの設立を条件とするか否かはPFIの実施主体の判断によることとなりますので、事業毎の確認が必要となります。
6	現状の財政状況、世論を考えると、今後の道路等のインフラ整備の推進には、PFI/PPP等の導入が不可欠だと思いますが、国交省としてはどのようにお考えですか。先進国、途上国を問わず、インフラ整備のためのPFI手法の活用は活発ですが、我が国にて未だ本格的に実現しないのは何故でしょうか。また、推進のための具体策は？	国土交通省においては、いわゆる箱物施設以外として、東京国際空港国際線地区のエプロン等整備等事業においてPFI手法を活用するなど、取り組みを実施しているところです。具体の事業化については、事業内容に応じた検討を行い、官民間のリスク分担の明確化やVFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えております。
7	事業の計画から入札にいたるまで、透明性を確保するのに、どのようなことをお考えでしょうか。	PFI法第八条において、特定事業の選定、民間事業者の選定に当たり、客観的な評価を行い、その結果を公表しなければならないとされており、また、PFI基本方針においても、特定事業の選定や民間事業者の選定における結果、基準、方法等について公表することとされております。手続きの各段階における資料の公表により、透明性が確保されるものと認識しております。
8	箱もの施設についてはPFIの導入はかなり浸透してきたと思われますが、今後インフラ整備においてPFIの導入は進むと考えられますか。また、進まない場合、現時点で考えられるもっとも大きな課題は何ですか。	国土交通省においては、いわゆる箱物施設以外の施設として、東京国際空港国際線地区のエプロン等整備等事業においてPFI手法を活用するなど、取り組みを実施しているところです。具体の事業化については、事業内容に応じた検討を行い、官民間のリスク分担の明確化やVFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えております。
9	PFI事業の採択基準、官民の作業分担とリスクの負担について基準などは設けられているのでしょうか。	PFI方式の導入に当たっては、一般的に、導入可能性調査においてVFMの検討や市場調査等を行い、その結果を踏まえてPFI方式の活用のは是非について判断されることとなります。また、官民間のリスク分担についても、当該リスクを最もよく管理できる者が分担するとの考えに基づき、事業内容に応じて決定されることとなります。「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」(平成13年1月22日 民間資金等活用事業推進委員会)においてリスク分担等を検討する上での留意事項等が示されておりますので、ご参照ください。

番号	質問	回答
10	1. 今後の導入の見通しを教えてください。通常の発注に占める割合等。 2. 導入する案件の選定基準を定めるのでしょうか？例えば発注金額規模が50億以上はPFI案件になると言う具合に。	1. PFI事業は、発注に占める割合等の見通しはございませんが、VFMが出る等、PFIに適した事業について個別に判断し、導入するものと認識しております。 国交省においては、今後の方針として、平成17年度に創設された税制その他の制度的枠組みを活用しつつ、事業分野・事業類型等の拡大を図り、また、PFI事業件数については、平成14年度末時点の件数に対し、平成16年度末までに2倍、平成18年度末までに3倍とすることを目標とし、積極的に推進することとしております。 2. 地方公共団体によっては、独自にPFIの活用指針を定めている例も見られますが、国交省として導入する案件の選定基準を定めたものはございません。
11	PFIを用いたことによる、明らかな失敗事例はありますか？（サービスの劣化、採算性の悪化、破綻 等）	PFI方式を採用したことが原因で、公共施設の整備、運営、公共サービス提供等が、支障を生じた事例については、承知しておりません。

番号	質問	回答
12	事例集又はリスト	内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/pfi/)において、PFI基本方針策定以降に実施方針が策定・公表された事業について掲載されておりますので、ご参照下さい。
13	道路・橋梁・トンネル等のインフラ整備については、従来から運営・維持管理分野でのノウハウが民間にない、又はデータ等公表していない等の理由でPFI事業に向かないとの国交省の見解は今後とも同様でしょうか。	国土交通省として、インフラ整備についてはPFI事業に向かないとの見解を示した経緯はございません。事業内容に応じた検討を行い、官民間のリスク分担の明確化やVFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施の可能性があると考えております。
14	過去及び今後具体的に進められている(公表ベース?)の種別毎(下水道、庁舎、等)でとりまとめた数字を教えてください。	国土交通省関係のPFI事業は、平成17年8月末時点で43件(地方公共団体単独事業を含む)であり、官庁庁舎6事業、空港関連施設5事業、港湾4事業、駐車場5事業、公園5事業(道の駅との連携事業を含む)、下水道4事業、市街地再開発1事業、公営住宅8事業、廃棄物処理施設(北海道)1事業、土地区画整理1事業、道の駅2事業(公園との連携事業を含む)、複合施設(まちづくり交付金)1事業、浄化槽(北海道)1事業となっています。今後は、VFMが出る等、PFIに適した事業について導入されるものと考えております。
15	国の社会資本整備と民間の資金がどのように結びつき活用できるのか?資金の提供だけか?技術力、発注等の形態はどうなるのか?資金を持っている企業の一人勝ちにならないのか?公共性は保てるのか?市場競争は低下しないのか?弱者の参入はどうなるのか?等	PFI事業は、民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・回収・更新や維持管理・運営を行うものです。また、発注においては、一般競争入札によることが原則(PFI基本方針)とされており、民間の創意工夫が発揮されるよう、いわゆる性能発注の考え方をとることが必要となります。従って、民間に対しては、経営能力や技術力等のノウハウの提供が求められることになり、また、資金調達においては、プロジェクトファイナンス等により金融機関から調達することが一般的であり、資金力のある企業のみが参入できるとは限りません。
16	理工系の人間には「ファイナンス」に関する基礎的知識が不足による誤解あるように感じる。	PFI実施にあたっては、法律、金融、技術等、多様な知識が必要になることから、その検討にあたっては、必要に応じて、ノウハウを有するコンサルタント等とアドバイザリー契約を締結する等、必要な体制を取ることが重要です。本セミナー等を通じて、ご不明な点をご確認頂ければと思います。

番号	質問	回答
17	・民間発案によるPFIを行うことが可能なのに現在見受けられませんが、その理由は何が考えられますか？ ・韓国では民間の発案行動に対して報酬制度があるそうですが、日本でも法制度などを整えればその制度は受け入れられますか？	・事例がない明確な理由については把握しておりませんが、民間発案による事業実施については、一般的に、発案者の応札時の取扱等が課題であるといわれております。 ・現行の日本においても、選定手続きに参加した民間事業者に対し、要した費用の一部を支払うことは可能であり、PFI実施主体により判断されることになります。
18	近畿地方整備局としては、今後主にこういった施設を対象に、PFI手法の導入を検討されておりますか？	近畿地方整備局においては、官公庁舎においてPFI導入に向けた基本的な検討を実施しております。